

令和6年度 第2回香芝市男女共同参画推進委員会 議事要旨

1. 開催日時：令和7年2月4日（火） 午前10時～正午

2. 場所：香芝市役所3階 第1会議室

3. 議事

※■：事務局より説明 / 主な意見：○委員、●事務局

(1) 会長・副会長の選任について

(2) 第3次香芝市男女共同参画プランの進捗等について

■事務局 案件説明

○委員 ロールモデルだが、実際に香芝市内で働いている女性向けWEBアンケートや、そこで働いている従業員からの声を聞いて取材に行く形はいかがか。そこでの満足感や自分たちが自分たちの会社の良いところを発信でき、地域の人と一緒に作るというのもいいと思う。他にも、商工会に商工会女性部がインタビューするのも面白い取組だと思う。様々な立場で様々な地域の人たちが関わって作っていくような形があっても良いと思った。

●事務局 今年度はキタイ様、昨年度は丸国林業様に取材した。商工会女性部の方にインタビューしていただくパターンなど、来年度の参考にさせていただこうと思う。

○委員 まちづくりパートナーだが、まずは集まってもらって、課題を出してもらって、自分たちに何ができるのだろうと考えてもらう場を作ることが大事だと思う。そういう場があることをお伝えすれば、まちづくりパートナーになってみたいという方も増えるだろうし、まずはその母集団を増やしていって、自分たちでざくばらんにお話する機会を作って、その中から委員になってほしい方を見つけるなど、そんな風に、楽しめる場所、一緒に作っていける場所を作ると有効だと思う。

●事務局 事務局としても、この1月よりまちづくりパートナーがこちらの担当になり、最近新たに2名登録したいという方もおられ、その辺の整理をさせていただいてから、今後の動きを考えていこうと思っている。せっかくご登録いただいているので、ご意見を踏まえ、うまく活用していこうと思う。

- 委員 デートDVだが、デートDVに至る前の課題があると思う。デートDVにスポットを当ててしまうと、枝葉のところを一生懸命やっている形になってしまうのかなとお見受けするので、デートDVに至る幹のところアプローチする必要があると思った中で、人権擁護委員も様々な形で人権の広い範囲で活躍されているので、そことタッグを組んで取り組むのも良いかと思った。
- 委員 デートDVという形と、ネグレクトという形と、様々な形で心に傷を負わせる行為という意味で、デートDVも心に傷を負わせる行為というジャンルの一つとして捉えている。例えば、子育てのときに体罰をしてしまう、デートのときに相手に対して相手が望んでいないことをしてしまうというのは、根本的に加害してしまう側に何かしら被害を受けていたことがあるなど、解決しなきゃいけない元の部分があると素人ながらに思っている。ここの部分を解決することで、様々な形で出てきている、人を傷つける行為は軽減できるのではないかと思う。
- 委員 デートDVは男女共同参画の活動で、暴力の防止、ジェンダー平等が根幹にあると思う。他者を傷つける行為を見つめる話もしており、親からの子への虐待や、色んな形の支配があるという話もしている。交際相手との関係だけでなく、人権教育という枠でしている。小学校や保育所でも、他の市町村では「生命の安全教育」といって、デートDVの前の段階になるものをしている。他の人権擁護委員だとテープサートを作ったりもされているので、地域の方がお話してくださるのも必要だと思う。
- 委員 中学校では命の授業もしていただいて、自分が子どもの時よりも、男・女の意識というよりは一人の人間という感覚は身につけているのではないかと思っている。
- 委員 小学校の現場では、デートDVも人を傷つける行為なので、やはり小学校期から子ども達と共に考えて、子ども達が安心して過ごせる学校づくりを各所属で行っている。そこで様々な人権の派生があり、その中のDVだと思うので、その根幹のところを学校現場では子ども達と一緒に考えているところである。
- 委員 中学校の前に小学校の高学年くらいから様々なことに興味を持つので、その前の幼稚園の段階、家庭期における性教育もこれからますます大事になってくるかと思う。その辺りを人権擁護委員にもカバーしていただくというのも、包括的な取り組みで香芝市が先進例になっていただければありがたいなと思う。

- 委員 香芝市では中学生だけで、他市町村では、保育所でプールの前にプレイベートパーツや境界線、同意のことなど、20分程度お話するような機会がある。小学校1～6年生のそれぞれの段階で教育をさせていただいているところもある。相手の嫌がることをしない、その延長で、小さいうちは境界線のことなどを教えておいて、そして5年生くらいになったらデートDVを少し入れるように、ベースがあって中学生で学んでもらうということをしていただいている。防止教育はその子どもたち自身が大人になったときのことに役立っているかと思う。
- 委員 ジェンダーの話に触れた授業の感想では、アニメやマンガなどに実はそういう構造が隠れていて、女性を従わせたり、自分の意見に女性を合わせさせたりする男性像が良いものとして、モテる男性として描かれている場合があると聞く。そういったことに繰り返し触れることで、知らぬ間に意識が根付いてしまっている。恋愛に関することだから、自分も自由意志でやっていて、自分で選択していると本人たちは思いがちだが、意外とその社会の価値観の中での選択をしている気づきを与えられる機会が大事だと思った。
- 委員 やはり自覚がないということがすごく多い。DVにチェックのない法律相談が多いようだが、これは恐らく、担当弁護士のこれくらいでは調停でDVとはみなされず損害賠償請求できないだろうというのはチェックを外している可能性があると思う。程度の差はあれ、DVの相談はたいてい毎回ある。身体への暴力は少ないかもしれないが、いわゆるデートDVや虐待に繋がるような精神的暴行は非常に多く根深い。また、お子さんに影響を与えているパターンが見られることから、小学生のときからそういったDVに関わる根深い問題について、問題意識を持ってもらうような教育が必要だと思う。
- 委員 私もこの委員会に入る前は、やっぱり男の子はこう、女の子はこうというのがあった。しかし、様々な話を聞いたり、色々接することで変わってくることがあると、これも自分の中にある。やはり、我々が目指さないといけないのは、人権や男女共同参画の考え方が当たり前だという社会を作っていくことだと思う。そのためには、少しずつでも共有してもらうような機会を作る取組からだと思う。行政、団体、学校でも様々な取組をしていただいているので、それを継続していくことが一番だと思った。
- 委員 女性と男性の賃金の差が立場の差になってくるというお話で、年金の差について最近言われてきていると思う。女性が専業主婦になっ

たとき、自分がもらえる年金がいくらなのかっていうのを、まず事前に知っておいて自分が辞めるべきか否かも含めて考えることができるような働きかけも男女共同参画という意味では必要だと思った。また、離婚のときに年金がいくらもらえるかの話も出てくると思う。女性自身、自分が死ぬまでの間にどれくらいのお金の動きが自分の中にあるのかを考えて、自分の進んでいく道を考えることができるような取組も大事だと思った。

○委 員 高校は卒業のときに、年金事務所に来ていただき、年金教育がある所が多いとは思いますが、そこにジェンダーの視点があるかどうかは分からない。

○委 員 離婚の財産分与では、名義に関わらず結婚から別居時点までの財産を基本的に半分であり、これに抵抗される男性が多い。潜在的に「誰の稼ぎで食べてるのか」という意識がやはりある。逆に女性は、「こんなにもらって良いのか」という方もいる。女性は生活の安定を守ろうという意識が強い方が多く、今の生活を捨てるくらいなら、多少の暴力暴言に耐えますという方もいる。なので、女性の経済的自立は大切だと思う。現場では女性の子育ての役割は大きく、一旦は休職せざるを得ないことが多い。そこで復職は大事だと思っており、育休の環境や、復職時のキャリアなど、その制度づくりが大事だと思った。また、男性の方が隠し財産を持っていることがあり、渡された生活費でやりくりするのが良い妻という意識もある。

○委 員 生涯を通じた健康支援ですが、ここ数年で子ども達の自殺の数が大変増えているということで、そういった教育だと思うのですが、その中の思春期対策事業というのは何をされているのか。もう一点が、庁内の育児休業はいかがか。あと、情報提供になりますが、性別をどう聞くかについて、実は「その他」がしっくりきておらず考えていたのですが、大学のジェンダー研究会のイベントに参加した時、「女、どちらかといえば女、どちらかといえば男、男、どちらでもない、どちらでもある、答えない」というのがあり、よかったら参考にしていただけだと思う。

○委 員 いつも香芝警察の方から来ていただいて、モラル、犯罪防止という観点の講習会はあるのですが、思春期対策事業的なものがあつたかどうかはつきりとは分かりかねます。

●事務局 庁内の育休ですが、成果指標の基本目標3の一番下に、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得率は記載している。ただ、これは育休ではなく、育休とは別の出産休暇の数値である。これを集

計している経緯としては、プランの初期段階で、男性が育休を取るに至らなかったときの特別休暇を入れているところからきているかと思う。ここの数字が100%になっていないのは、特別休暇を取らず育休に入られる方がいらっしゃるからだと思う。

- 委員 学校では出産休暇の取得はあり、1週間未満のものなので、職員でその代わりを補充していくことが可能である。逆に育児休暇という数か月規模になってくると、代替教員がおらず難しいところがある。
- 委員 男性の先生でも、一緒に子育てに参加したいと思っている先生はいらっしゃると思うが、休んだら代わりの先生が来てくれるのか、ということ考えたときに、どうしようかと考える先生がいるかと思う。
- 委員 パートナーが取ってと言うから、それにお尻を叩かれて取ろうとする男性も多いと思う。今は病院に立ち会えるのも出産の数時間だけになっていることで、赤ちゃんを産んだ人がすぐに自分で赤ちゃんを見ないといけないなどで、産後鬱もあるので意識してやっていかないといけないと思う。

(3) 第3次香芝市男女共同参画プランの中間改訂について

■事務局 案件説明

- 委員 基本的に比較検討していかななくてはならないので、調査方法を大きく変えることはないが、最終結果をみて、数値目標等は変わっていくかと思う。市民意識調査の2,000人という数字は統計学上ふさわしいとなっているとのことである。解説や、最近のキーワード的なところも盛り込まれていて、そういう意味でも、啓発のアンケートだと思うので、回収率を上げるということは大事だと思う。
- 事務局 ひとつは、はがきでの催促はしており、それはどこから回答がきているのか分からないので、市民意識調査2,000人、事業所アンケート200事業所全てに送っている。そこでまた回答をいただけることもあると思う。
- 委員 アンケート調査が届いた人以外の交流、アンケートをしていますという意味でも、来た方にはこういった目的のために、こういった形で街が変わっていくために必要であるというストーリー的な、だから答えてくださいという、来なかった人も知れるようなアプローチがラインかなにかでできるといいなと思った。
- 事務局 実施に向け、担当課と調整する。

(4) その他

■事務局 案件説明

「香芝市男女共同参画推進委員会の委員の在任期間に係る基準」
についての説明

以上